

船舶インシデント調査報告書

令和3年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| インシデント種類 | 運航不能（機関故障） |
| 発生日時 | 令和2年7月2日 18時40分ごろ |
| 発生場所 | 愛知県田原町立馬崎北東方沖 立馬崎灯台から真方位045° 2.9海里付近 （概位 北緯34° 41.7′ 東経137° 06.7′） |
| インシデントの概要 | プレジャーボートSHOOTING STAR KIMIは、航行中、船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。 |
| インシデント調査の経過 | 令和2年7月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | プレジャーボート SHOOTING STAR KIMI、5トン未満（長さ6.88m） 240-31531愛知、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力103.00kW、回転数 毎分5,500、4気筒、ボア90mm、使用燃料ガソリン |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、二級小型（1海里限定）・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 曇り、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏 |
| インシデントの経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、友人3人を乗せ、釣り場を移動しながら釣りを行った後、帰航する目的で北進中、船外機が異音を発生して停止し、再始動できなくなった。 本船は、船長が、原因を調査したが特定できず、航行不能と判断して118番通報を行い、来援した巡視艇にえい航された。 機関修理業者は、本インシデント後、船外機の潤滑油ポンプのモーターが絶縁不良で正常に回転せず、船外機内に潤滑油が供給されていないのを認め、シリンダ、ピストン及びクランク軸受に焼付きが発生して船外機が停止したと判断した。 本船は、約3年前に船舶所有者が購入して以降、潤滑油ポンプの点検が行われていなかった。 |
| 分析 | 本船は、約3年間潤滑油ポンプの点検が行われていない中、北進中、船外機の潤滑油ポンプのモーターが絶縁不良で正常に回転せず、船外機内に潤滑油が供給されなかったことから、シリンダ、ピストン及びクランク軸受に焼付きが発生して船外機が停止し、運航不能となったものと考えられる。 |
| 原因 | 本インシデントは、本船が、約3年間潤滑油ポンプの点検が行われ |

| | |
|--------------|---|
| | <p>ていない中、北進中、船外機の潤滑油ポンプのモーターが絶縁不良で正常に回転せず、船外機内に潤滑油が供給されなかったため、シリンダ、ピストン及びクランク軸受に焼付きが発生して船外機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船外機の潤滑油ポンプの点検、整備を定期的実施し、不具合を認めた場合は交換または修理を行うこと。 |